

第4次岩倉市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2024（令和6）年度～2030（令和12）年度



令和6年3月

岩倉市

目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 5 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 6 上位計画及び関連計画との位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 温室効果ガスの削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 目標達成に向けた取組

- 1 取組の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 進捗管理体制と進捗状況の公表

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

- 別表 本計画の対象施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第1章 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、本市が実施している事務及び事業に対し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、脱炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015（平成 27）年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998（平成 10）年に地球温暖化対策推進法が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のため措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016（平成 28）年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、中期目標として、温室効果ガス排出量の削減目標が掲げられ、その後の 2020（令和 2）年 10 月には内閣総理大臣による所信表明において、2050 年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）を目指すことが宣言されました。

そのため、2021（令和 3）年 10 月には「地球温暖化対策計画」の見直しが行われ、新たな計画として、2030（令和 12）年度の温室効果ガスの排出削減目標を、2013（平成 25）年度比で 46%削減することが定められました。この目標達成のため、市役所等の公共施設等が含まれる「業務その他部門」は、2013（平成 25）年度比で約 51%の削減を求められています。

本市では、2009（平成 21）年度から「岩倉市地球温暖化対策実行計画」

を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。また、2023（令和5）年2月には、3月議会定例会の市長施政方針において、2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の表明を行いました。

第3次計画は、2022（令和4）年度までを計画期間としていましたが、本市の環境施策の最上位計画として「第2次岩倉市環境基本計画」が2023（令和5）年度からスタートするのに際し、環境基本計画で位置づける施策・事業を踏まえていく必要性から計画期間を1年間延長し、2023（令和5）年度までとしました。

このような経過を踏まえ、今回その後期計画として「第4次岩倉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進します。

3 計画期間

2024（令和6）年度から 2030（令和 12）年度までを計画期間とします。

4 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、岩倉市役所の全ての事務事業とし、出先機関を含む、本市の全ての施設を対象範囲とします。（別表のとおり）

5 対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている削減対象7種類のうち、CO₂（二酸化炭素）のみとし、対象項目は下表の使用量とします。

対象項目
電気使用量
都市ガス使用量
LP ガス使用量
軽油使用量
重油使用量
灯油使用量
ガソリン使用量

6 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定するものです。

また、国や県の計画、本市の上位計画である「第5次岩倉市総合計画」「第2次岩倉市環境基本計画」及び本市の各種関連計画・事業等との整合・連携を図るものとします。

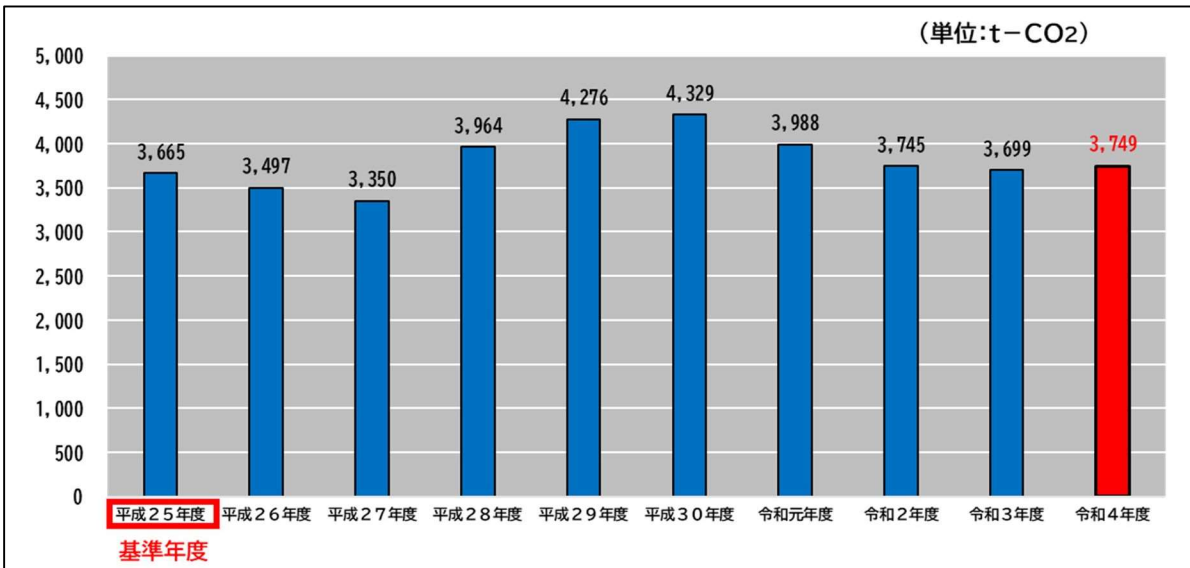
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 温室効果ガスの排出状況

本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度である 2013（平成 25）年度で 3,665 t-CO₂、直近の 2022（令和 4）年度では 3,749 t-CO₂となっています。

直近の排出要因別をみると、電気の使用に伴う排出が全体の 67%を占め、次いで都市ガスの使用が 28%、ガソリンの使用が 2%、その他（軽油、重油、灯油、LP ガス）が 3%となっています。

本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の推移



2 温室効果ガスの削減目標

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」に定められている「業務その他部門」の削減目標に合わせ、2013（平成 25）年度を基準年度として、2030（令和 12）年度までに 51%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度 (2013 年度)	目標年度 (2030 年度)
温室効果ガス排出量	3,665 t-CO ₂	1,796 t-CO ₂
削減率	—	51%

第3章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と都市ガス・ガソリン・軽油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

2 具体的な取組内容

(1) 省エネルギー対策の推進

①電気使用量、燃料使用量（都市ガス、ガソリン等）の削減

- ・ 時間外や昼休み時の不必要な照明の消灯を徹底する。
- ・ トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・ OA 機器の電源をこまめに切る。
- ・ LED 照明への切替え、導入を進める。
- ・ ノー残業デーの徹底に取り組む。
- ・ クールビズ及びウォームビズを推進する。
- ・ 室内の温度は、原則として冷房 28℃、暖房 20℃にする。
- ・ エレベーターの利用は控え、できる限り階段を利用する。
- ・ 空調設備をはじめとする省エネ型機器や設備を積極的に導入する。

②公用車等の燃料使用量の削減

- ・ 近距離の移動は、徒歩や自転車の利用を励行する。
- ・ 出張には、できるだけ公共交通機関を利用する。
- ・ ウェブ会議の活用やテレワークによる対応を進め、自動車利用の抑制や効率化を図る。
- ・ 電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）等の次世代自動車の導入を進める。
- ・ 緩やかな発進、加減速の少ない運転、不要なアイドリングの低減など、エコドライブに努める。

（２）再生可能エネルギー導入・活用の推進

①再エネ設備の導入及び検討

- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの最大限の導入を推進するとともに、新たな導入時には PPA 事業などの活用を検討する。
- ・電気自動車の充電インフラの導入に努める。

②ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の推進

- ・建替えや改修予定の建築物について、ZEB 化を目指す。
- ・断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシの導入などにより、建築物の断熱性能の向上を図る。

③環境負荷の少ない電力調達の推進

- ・温室効果ガス排出量の少ない電力調達を推進する。

（３）省資源対策の推進

①水使用量の削減

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水洗や節水コマ等の節水型機器の導入に努める。

②事務用紙類の使用量の削減

- ・コピーや印刷は両面印刷に努める。
- ・下書きや試し印刷などを行う場合は、ミスコピー等の裏面を活用する。
- ・使用済封筒の再利用に努める。
- ・ホームページや SNS 等への掲載により、発行物の印刷部数削減に努める。
- ・電子決裁や資料の電子情報化等により事務や会議等のペーパーレス化を進める。

③ごみの減量化及びリサイクルの推進

- ・ごみの分別を徹底する。
- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ・食品ロスの削減に努める。

（４）その他の取組

①グリーン購入の推進

- ・物品の新規購入やリース契約時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを選択するように努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。

- ・グリーン購入法に基づく環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）製品を積極的に購入する。

②公共施設の緑化

- ・緑化の保全や適正な維持に努める。

③環境保全に関する意識向上及び率先行動の推進

- ・環境に関するシンポジウムや研修会等へ積極的に参加する。
- ・各家庭において、ごみの減量化や資源化、節電等の地球温暖化対策の取組を進める。

第4章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

本計画を推進するために、「岩倉市地球温暖化対策実行計画推進委員会」を設置し、事務局と協力し総合的な推進を図ります。

（1）岩倉市地球温暖化対策実行計画推進委員会

定期的に本計画の進捗状況の報告を受け、点検・評価、課題の抽出を行うとともに、必要な見直しや継続的な改善を行っていきます。

（2）事務局

計画の策定、見直し及び推進・点検を行い、計画の総合的な進行管理を実施します。

2 点検体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し）のサイクルを繰り返すことによって点検・評価・見直しを行い、計画を効果的に推進します。

3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、広報及びホームページで公表します。

本計画の対象施設一覧

令和5年4月1日現在

市民文化系施設			
文化施設			
1	市民プラザ		
社会教育系施設			
図書館			
2	図書館		
その他社会教育系施設			
3	青少年宿泊研修施設希望の家	4	生涯学習センター
スポーツ・レクリエーション系施設			
スポーツ施設			
5	総合体育文化センター	7	野寄テニスコート
6	石仏スポーツ広場	8	野寄スポーツ広場
学校教育系施設			
学校			
9	岩倉北小学校	13	曾野小学校
10	岩倉南小学校	14	岩倉中学校
11	岩倉東小学校	15	南部中学校
12	五条川小学校		
その他学校教育系施設			
16	学校給食センター		
子育て支援施設			
保育園			
17	中部保育園	21	西部保育園
18	北部保育園	22	仙奈保育園
19	南部保育園	23	下寺保育園
20	東部保育園		
幼児・児童施設			
24	第二児童館	31	地域交流センター（くすのきの家）
25	第三児童館	32	子ども発達支援施設あゆみの家
26	第四児童館	33	五条川小学校放課後児童クラブ施設
27	地域交流センター（ポプラの家）	34	岩倉北小学校放課後児童クラブ施設
28	第六児童館	35	東小学校放課後児童クラブ施設
29	第七児童館	36	南小学校放課後児童クラブ施設
30	地域交流センター（みどりの家）		
児童遊園			
37	井上児童遊園	43	野寄児童遊園
38	中野児童遊園	44	南部児童遊園
39	八剣中児童遊園	45	曾野児童遊園
40	北島児童遊園	46	大山寺児童遊園
41	中本児童遊園	47	川井児童遊園
42	大市場児童遊園	48	五条児童遊園

保健・福祉施設			
高齢福祉施設			
49	南部老人憩の家	51	多世代交流センターさくらの家
50	ふれあいセンター		
保健施設			
52	保健センター		
医療施設			
医療施設			
53	休日急病診療所		
行政系施設			
庁舎等			
54	市役所	55	公用車駐車場（バス車庫）
消防施設			
56	消防署	59	第3分団車庫
57	第1分団車庫	60	第4分団車庫
58	第2分団車庫	61	防災コミュニティセンター
その他行政系施設			
62	清掃事務所		
公園・広場等			
公園			
63	中央公園	73	下稲公園
64	天神公園	74	樋先公園
65	睦公園	75	竹林公園
66	大矢公園	76	長瀬公園
67	辻田公園	77	新しいづみ公園
68	郷内公園	78	白山公園
69	天王公園	79	珊瑚公園
70	御土井公園	80	ござんじ公園
71	国衙公園	81	夢さくら公園
72	下り松公園		
憩いの広場			
82	東町休憩所	86	城跡休憩所
83	石仏休憩所	87	曾野南休憩所
84	お祭り広場	88	天神塚休憩所
85	曾野休憩所	89	八劔憩いの広場
ふれあい広場			
90	大地ふれあい広場	92	神明ふれあい広場
91	神野ふれあい広場		
その他公園			
93	自然生態園	94	史跡公園

上水道施設

上水道施設			
95	配水場	98	第3水源
96	第1水源	99	岩倉団地配水場
97	第2水源		

下水道施設

マンホールポンプ			
100	八劔マンホールポンプ	103	野寄南マンホールポンプ
101	川井マンホールポンプ	104	北島マンホールポンプ
102	野寄北マンホールポンプ	105	西市マンホールポンプ

その他

駅周辺施設			
106	岩倉駅東駅前広場（公衆便所含む）	109	岩倉駅南地下連絡道
107	岩倉駅西広場（エレベーター、公衆便所含む）	110	大山寺駅公衆便所
108	岩倉駅東西地下連絡道	111	石仏駅公衆便所
雨水貯留施設			
112	下稲地下貯留池	114	岩倉北小学校地下貯留施設
113	岩倉南小学校地下貯留施設	115	五条川小学校地下貯留施設
排水機場			
116	大市場排水機場	120	川井排水機場
117	大山寺排水機場	121	東町排水機場
118	野寄排水機場	122	曾野排水機場
119	北島排水機場		
水門・用水ポンプ			
123	稻荷半田水門	128	二之杵流入水門
124	大山寺水門（2門）	129	流水門
125	江川水門（2門）	130	石仏水門
126	一之杵川井水門	131	石仏分水口揚水機
127	一之杵大地水門		
その他			
132	放置自転車等保管場所		